

# 輪之内町上水道事業

## 令和5年度 水質検査計画

### 水質検査計画

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすもので、水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

#### 水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道施設の概要
3. 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項
4. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由
5. 臨時の水質検査に関する事項
6. 水質検査の方法
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. 関係機関との連携等

#### 1. 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査表のとおりとします。
  - ・給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号一イ）については、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度

及び濁度等（水道法施行規則第15条第1項第3号ーイ）の検査は、月1回  
行います。

その他の項目の検査については、別添水質検査項目一覧表に掲げる検査頻度  
により行います。

## 2. 水道施設の概要

### <輪之内町上水道事業>

#### (1) 第1水源地・・・・・・深井戸

水源地敷地内の1号井戸及び敷地外の2号井戸の取水ポンプで取水後、塩  
素消毒を行い、ろ過処理後に配水池に貯め、配水ポンプにて給水します。

#### (2) 第2水源地・・・・・・深井戸

水源地敷地内の3号井戸の取水ポンプで取水後、塩素消毒を行い、ろ過処理  
後に配水池に貯め、配水ポンプにて給水します。

### <給水状況>

|           | 輪之内町上水道             |
|-----------|---------------------|
| 給水区域      | 塩喰川西、福束川西を除く全域      |
| 給水人口      | 9,045人              |
| 計画1日最大給水量 | 5,680m <sup>3</sup> |
| 1日最大給水量   | 4,288m <sup>3</sup> |
| 1日平均給水量   | 3,773m <sup>3</sup> |

### <浄水施設の概要>

|       | 上水道                          |              |
|-------|------------------------------|--------------|
|       | 第1水源地                        | 第2水源地        |
| 所在地   | 中郷新田2449                     | 四郷2500-1     |
| 原水の種類 | 地下水187m 1号井戸<br>地下水164m 2号井戸 | 地下水185m 3号井戸 |

|           |                          |                          |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 最大浄水機処理能力 | 5, 500 m <sup>3</sup> /日 | 5, 680 m <sup>3</sup> /日 |
| 浄水処理方法    | 塩素消毒・鉄、マンガンろ過            | 塩素消毒・鉄マンガンろ過             |

<配水系統と検査地点図>

別添のとおり

### 3. 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

|              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| 原水汚染要因及び水質状況 | 地質由来の鉄、マンガン濃度                         |
| 浄水の水質状況      | これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安心して良質な水です。 |
| 水質管理上留意すべき事項 | アンモニア性窒素、鉄、マンガン、鉄細菌                   |

- ・当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

原水は、地下164m～187mの深井戸で、水質は良好。水源の周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。原水の水質が良好のため浄水方法は、消毒のみです。管路は主に硬質塩化ビニル管です。

### 4. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由は、別添一覧表に記載。

### 5. 臨時の水質検査に関する事項

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓水で水質基準を超えるおそれがある場合には、臨時の水質検査を実施します。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき。

- ②水源に異常があったとき。
- ③水道利用者と消化器系感染症が流行したとき。
- ④浄水過程に異常があったとき。
- ⑤配水管の大規模な工事をしたとき。
- ⑥その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

その際の水質検査を行う項目は、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH 値、味、臭気、色度、濁度の10項目とします。各項目の基準は下記のとおりです。

| 項目名           | 基準          |
|---------------|-------------|
| 一般細菌          | 100CFU/m1以下 |
| 大腸菌           | 検出されないこと    |
| 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下    |
| 塩化物イオン        | 200mg/L以下   |
| 有機物（TOC）      | 3mg/以下      |
| pH 値          | 5.8以上8.6以下  |
| 味             | 異常でないこと     |
| 臭気            | 異常でないこと     |
| 色度            | 5度以下        |
| 濁度            | 2度以下        |

## 6. 水質検査の方法

毎月検査、3ヶ月に1回実施する検査及び1年に1回実施する全項目については、検査機関に委託して実施します。

### ○委託の内容

#### （1）委託の範囲

- ①具体的な検査項目、頻度  
別表1による。
- ②試料の採取及び運搬方法  
特記仕様書による。
- ③臨時検査の取扱い  
特記仕様書による。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

令和5年度の水質検査計画は、ホームページなどに掲載して公表します。令和4年度の水質検査結果については、広報などに掲載して公表します。

利用者からの質問、意見等については、電子メールや電話などで担当者が受付し、お答えします。

## 8. 関係機関との連携等

- ①水質検査委託検査機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。  
また、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処します。  
なお、その際必要に応じ、保健所、委託検査機関から指導、助言を受けながら実施します。
- ②年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。
- ③水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託検査機関及び西濃保健所と連携を図り実施します。
- ④水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、保健所に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。

〈別表 1〉 令和5年度 水質検査項目一覧表

|  |                      |
|--|----------------------|
| 水道事業者名: 輪之内町長 木野 隆之                      |                      |
| 浄水場名: 輪之内町上水道                            | クリプトスポリジウム対策指針: レベル1 |
| 採水の場所: 輪之内町役場給水柱、コミュニティー防災センター(福東、大藪、仁木) |                      |
| 水源種別(地下水) 表流水 湧き水 その他                    | 原水全項目水質検査: 8月実施      |
| 定期健康診断(おおむね半年に1回)に関する検便検査日: 9月・3月実施      |                      |
| 水質検査委託機関名称: 一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター          |                      |
| 毎日検査実施場所: 町内給水3箇所                        |                      |

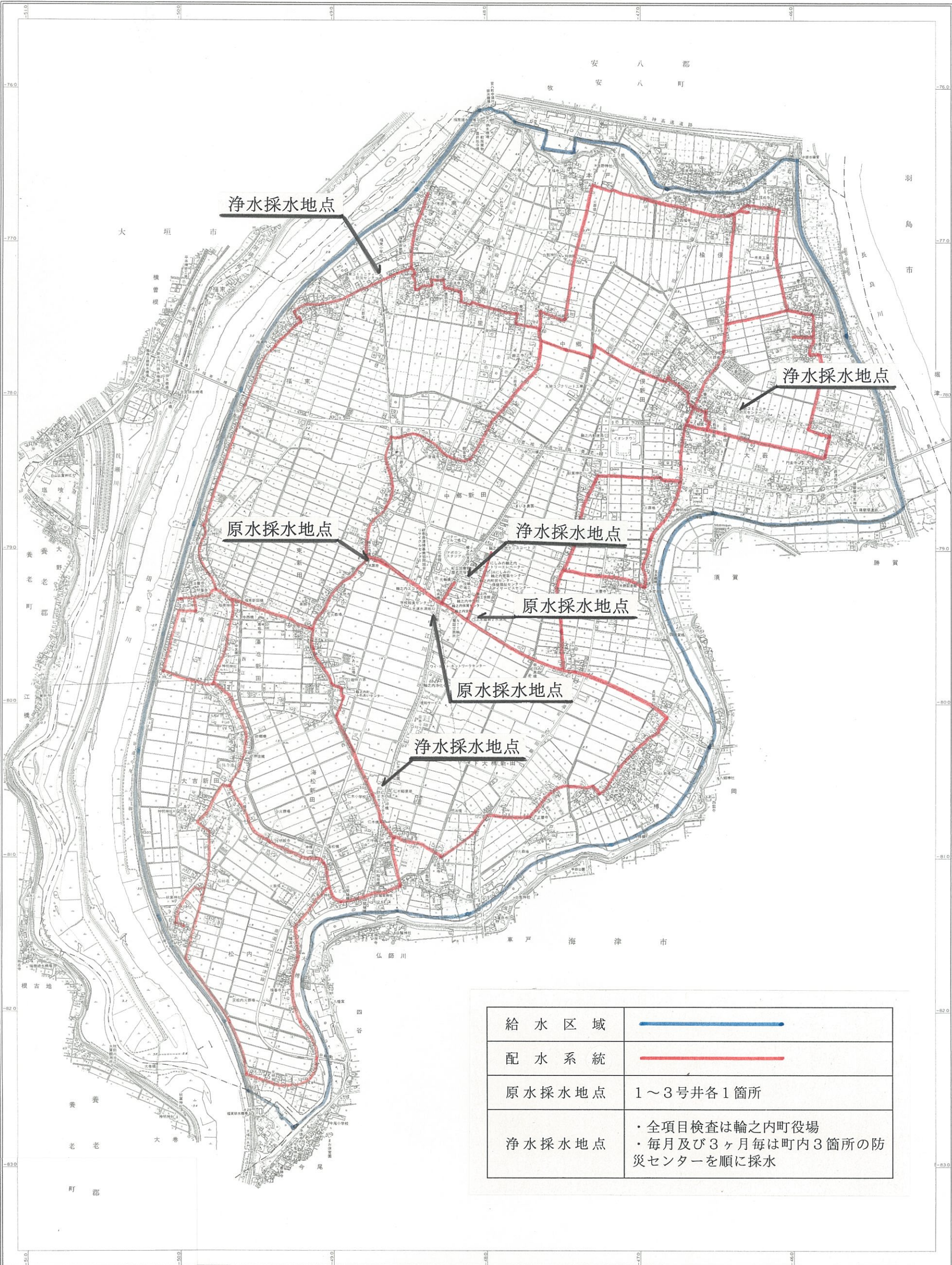
| 項目番号 | 水質基準項目                             | 検査回数 | 検査結果 |    |   |   |    |   |    |    |    |   |    |   | 年間 | 理由 |  |
|------|------------------------------------|------|------|----|---|---|----|---|----|----|----|---|----|---|----|----|--|
|      |                                    |      | 4    | 5  | 6 | 7 | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2  | 3 |    |    |  |
| 1    | 一般細菌                               | 毎月   | ○    | ○  | ○ | ○ | ○  | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○  | ○ | ○  | 12 | 毎月検査省略不可   |
| 2    | 大腸菌                                | 毎月   | ○    | ○  | ○ | ○ | ○  | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○  | ○ | ○  | 12 | 毎月検査省略不可   |
| 3    | カドミウム及びその化合物                       | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 4    | 水銀及びその化合物                          | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 5    | セレン及びその化合物                         | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 6    | 鉛及びその化合物                           | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 7    | ヒ素及びその化合物                          | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 8    | 六価クロム化合物                           | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 9    | 亜硝酸態窒素                             | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 10   | シアン化物イオン及び塩化シアン                    | 3ヶ月毎 |      | ○  |   |   | ○  |   |    | ○  |    |   |    | ○ |    | 4  | 3ヶ月に1回省略不可                                       |
| 11   | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素                      | 3ヶ月毎 |      | ○  |   |   | ○  |   |    | ○  |    |   |    | ○ |    | 4  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下だが安全確認のため                    |
| 12   | フッ素及びその化合物                         | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 13   | ホウ素及びその化合物                         | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 14   | 四塩化炭素                              | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 15   | 1,4-ジオキサン                          | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 16   | シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 17   | ジクロロメタン                            | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 18   | テトラクロロエチレン                         | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 19   | トリクロロエチレン                          | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 20   | ベンゼン                               | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 21   | 塩素酸                                | 3ヶ月毎 |      | ○  |   |   | ○  |   |    | ○  |    |   |    | ○ |    | 4  | 3ヶ月に1回省略不可                                       |
| 22   | クロロ酢酸                              | 3ヶ月毎 |      | ○  |   |   | ○  |   |    | ○  |    |   |    | ○ |    | 4  | 3ヶ月に1回省略不可                                       |
| 23   | クロロホルム                             | 3ヶ月毎 |      | ○  |   |   | ○  |   |    | ○  |    |   |    | ○ |    | 4  | 3ヶ月に1回省略不可                                       |
| 24   | ジクロロ酢酸                             | 3ヶ月毎 |      | ○  |   |   | ○  |   |    | ○  |    |   |    | ○ |    | 4  | 3ヶ月に1回省略不可                                       |
| 25   | ジブロモクロロメタン                         | 3ヶ月毎 |      | ○  |   |   | ○  |   |    | ○  |    |   |    | ○ |    | 4  | 3ヶ月に1回省略不可                                       |
| 26   | 臭素酸                                | 3ヶ月毎 |      | ○  |   |   | ○  |   |    | ○  |    |   |    | ○ |    | 4  | 3ヶ月に1回省略不可                                       |
| 27   | 総トリハロメタン                           | 3ヶ月毎 |      | ○  |   |   | ○  |   |    | ○  |    |   |    | ○ |    | 4  | 3ヶ月に1回省略不可                                       |
| 28   | トリクロロ酢酸                            | 3ヶ月毎 |      | ○  |   |   | ○  |   |    | ○  |    |   |    | ○ |    | 4  | 3ヶ月に1回省略不可                                       |
| 29   | ブロモジクロロメタン                         | 3ヶ月毎 |      | ○  |   |   | ○  |   |    | ○  |    |   |    | ○ |    | 4  | 3ヶ月に1回省略不可                                       |
| 30   | ブロモホルム                             | 3ヶ月毎 |      | ○  |   |   | ○  |   |    | ○  |    |   |    | ○ |    | 4  | 3ヶ月に1回省略不可                                       |
| 31   | ホルムアルデヒド                           | 3ヶ月毎 |      | ○  |   |   | ○  |   |    | ○  |    |   |    | ○ |    | 4  | 3ヶ月に1回省略不可                                       |
| 32   | 亜鉛及びその化合物                          | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 33   | アルミニウム及びその化合物                      | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 34   | 鉄及びその化合物                           | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 35   | 銅及びその化合物                           | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 36   | ナトリウム及びその化合物                       | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 37   | マンガン及びその化合物                        | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 38   | 塩化物イオン                             | 毎月   | ○    | ○  | ○ | ○ | ○  | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○  | ○ | ○  | 12 | 自動連続測定していないため検査回数の減不可                            |
| 39   | カルシウム、マグネシウム等(硬度)                  | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 40   | 蒸発残留物                              | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 41   | 陰イオン界面活性剤                          | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 42   | ジェオスミン                             | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため |
| 43   | 2-メチルイソボルネオール                      | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため |
| 44   | 非イオン界面活性剤                          | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 45   | フェノール類                             | 年1回  |      |    |   |   | ○  |   |    |    |    |   |    |   |    | 1  | 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下                             |
| 46   | 有機物(全有機炭素(TOC)の量)                  | 毎月   | ○    | ○  | ○ | ○ | ○  | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○  | ○ | ○  | 12 | 自動連続測定していないため検査回数の減不可                            |
| 47   | pH値                                | 毎月   | ○    | ○  | ○ | ○ | ○  | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○  | ○ | ○  | 12 | 自動連続測定していないため検査回数の減不可                            |
| 48   | 味                                  | 毎月   | ○    | ○  | ○ | ○ | ○  | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○  | ○ | ○  | 12 | 自動連続測定していないため検査回数の減不可                            |
| 49   | 臭気                                 | 毎月   | ○    | ○  | ○ | ○ | ○  | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○  | ○ | ○  | 12 | 自動連続測定していないため検査回数の減不可                            |
| 50   | 色度                                 | 毎月   | ○    | ○  | ○ | ○ | ○  | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○  | ○ | ○  | 12 | 自動連続測定していないため検査回数の減不可                            |
| 51   | 濁度                                 | 毎月   | ○    | ○  | ○ | ○ | ○  | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○  | ○ | ○  | 12 | 自動連続測定していないため検査回数の減不可                            |
| 項目数  |                                    |      | 9    | 22 | 9 | 9 | 51 | 9 | 9  | 22 | 9  | 9 | 22 | 9 |    |    |  |

| 項目                        | 検査回数 | 検査結果 |   |   |   |   |    |    |    |    |   |   |   | 年間 | 備考 |   |                |
|---------------------------|------|------|---|---|---|---|----|----|----|----|---|---|---|----|----|---|----------------|
|                           |      | 4    | 5 | 6 | 7 | 8 | 9  | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |    |    |   |                |
| 1~19、32~47、49~51の項目(39項目) | 年1回  |      |   |   |   | ○ |    |    |    |    |   |   |   |    |    | 1 | 1号井戸、2号井戸、3号井戸 |
| 大腸菌(指標菌)                  | 3ヶ月毎 |      | ○ |   |   | ○ |    |    |    | ○  |   |   |   | ○  |    | 4 | レベル1だがレベル2にて対応 |
| 嫌気性芽胞菌(指標菌)               | 3ヶ月毎 |      | ○ |   |   | ○ |    |    |    | ○  |   |   |   | ○  |    | 4 | レベル1だがレベル2にて対応 |
| クリプトスポリジウム                | —    |      |   |   |   |   |    |    |    |    |   |   |   |    |    | 0 |                |
| ジアルジア                     | —    |      |   |   |   |   |    |    |    |    |   |   |   |    |    | 0 |                |
|                           |      |      | 0 | 2 | 0 | 0 | 41 | 0  | 0  | 2  | 0 | 0 | 2 | 0  |    |   |                |

# 配水系統・検査地点図

1:25,000

平成元年二月作成  
平成七年一月修正  
平成十七年二月修正  
平成二十一年十月修正  
平成二十一年十二月修正



|        |   |
|--------|---|
| 給水区域   |   |
| 配水系統   |   |
| 原水採水地点 | 1～3号井各1箇所   |
| 浄水採水地点 | <ul style="list-style-type: none"><li>・全項目検査は輪之内町役場</li><li>・毎月及び3ヶ月毎は町内3箇所の防災センターを順に採水</li></ul> |

1:25,000

この地図は、平成21年度作成の輪之内町都市計画基本図を縮小編集・トレスしたものである。  
【この測量成果は、国土情報院長の承認及び数値を伴った測量成果の測量成果を使用して得たものである。】(承認番号) 平成21 部公 第45号

## 特記仕様書

件 名 水道水（浄水・原水全項目）水質検査業務

### 第1（基本事項）

#### 1 目的

本委託業務は、水道水の水質検査を目的とする。

#### 2 適用範囲

本仕様書は、輪之内町（以下「甲」という）が委託する「水道水（定期項目）水質検査業務」に関し、甲及び（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

#### 3 業務の委託期間

令和5年8月1日から令和5年10月31日までとする。

### 第2（一般事項）

#### 1 法令等の遵守

乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

#### 2 機密の保持

乙は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

#### 3 履行場所：輪之内町の指示する場所

#### 4 再委託の禁止

乙は、本仕様書に定める委託業務の全部もしくは一部を他に委託してはならない。

ただし、機器の故障等により業務の履行が困難な場合には、事前に業務の再委託について、乙は甲の承認を得ること。

#### 5 手続き等

業務の遂行上必要な手続き等は、乙の負担で行うこと。

#### 6 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲乙協議する。

### 第3（業務実施に求める要件）

#### 1 本業務の実施に当たって、乙は以下に定める要件を満たすものとする。

- (1) 水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣登録検査機関で水質検査業務地域内に岐阜県が含まれていること。
- (2) (社)日本水道協会が認定する水道水質検査優良試験所規範（水道G L P（原水を含む））を取得していること。
- (3) 水道水質基準項目において ISO/IEC 17025 試験所認定を取得し、且つ認定を取得した試験施設で水質試験を行うこと。
- (4) 厚生労働省が実施した令和2年度～令和4年度「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」において、Zスコアが2未満であること。

#### 2 乙は業務受託後、上記を証明する資料を甲に提出すること。



## 第4 (検査項目)

### 1 給水栓水質検査 (定期の水質検査)

#### (1) 検査項目及び検査頻度

輪之内町水質検査計画 (水質基準の項目と検査頻度) のとおり。

#### (2) 試料容器の準備

ア 乙は、検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意する。

イ 採水容器、器具の洗浄については、乙の責任において十分に行うこと。

#### (3) 採水方法等

採水は、甲が行う。乙は、採水方法等について手順書を作成して甲に示し、採水方法について指導すること。

#### (4) 試料の運搬

試料の運搬は乙が行う。乙は、採水日に甲の指定する場所に試料を速やかに受け取りに来ること。

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬すること。

ただし、最初の試料採水後、検査機関までの搬入時間は10時間以内とする。

### 2 原水水質検査

#### (1) 検査項目及び検査頻度

輪之内町水質検査計画 (水質基準の項目と検査頻度) のとおり。

#### (2) 試料容器の準備

ア 乙は、検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意する。

イ 採水容器、器具の洗浄については、乙の責任において十分に行うこと。

#### (3) 採水方法等

採水は、甲が行う。乙は、採水方法等について手順書を作成して甲に示し、採水方法について指導すること。

#### (4) 試料の運搬

試料の運搬は乙が行う。乙は、採水日に甲の指定する場所に試料を速やかに受け取りに来ること。

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬すること。

ただし、最初の試料採水後、検査機関までの搬入時間は10時間以内とする。

### 3 臨時の水質検査及び水道法第18条に基づく水質検査

#### (1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、甲乙協議のうえ決定する。

#### (2) 試料容器の準備

ア 乙は、必要な検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意すること。

イ 採水容器、器具の洗浄については、乙の責任において十分に行うこと。

#### (3) 採水方法等

採水は、甲が行う。乙は、採水方法等について手順書を作成して甲に示し、採水方法について指導すること。

#### (4) 試料の運搬

試料の運搬は乙が行う。乙は、甲から指示のあった場合には概ね2時間程度で甲の指定する場所に試料を速やかに受け取りに来ること。

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬すること。

ただし、最初の試料採水後、検査機関までの搬入時間は5時間以内とする。

#### (6) 検査結果

乙は試料採取後、速やかに検査場所に試料を搬入し、搬入後24時間以内に検査結果を甲に速報すること。

## 第5 (検査方法)

### 1 水質検査等

#### (1) 検査方法

##### ア 水質基準項目

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日 厚生労働省告示第261号)

##### イ クリプトスポリジウム及びクリプトスポリジウム指標菌

「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」(平成19年3月30日 健水発第0330006号 厚生労働省健康局水道課長通知)

#### (2) 現場での測定

水温、残留塩素等は現場で測定を行い、そのための計器、器具は甲が準備をすること。

#### (3) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日 健水発第1010001号 厚生労働省水道課長通知)に基づき取扱うこと。

#### (4) 速報値の報告

ア 給水栓水及び原水の水質基準項目に係る水質検査結果については、採水日から一週間以内に一次報告を行うこと。

イ 水道法第18条に基づく水質検査結果については、甲の指示する日までに報告すること。

ウ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合は、水質検査項目ごとに直ちに甲に連絡すること。

#### (5) 再検査

甲は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、甲乙協議のうえ決定する。

#### (6) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用すること。洗浄方法については「上水試験方法」による。

#### (7) 報告書の作成

ア 報告書には、検査結果及び検査方法を記載すること。

イ 甲が必要と認めた場合、乙は遅滞無く分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、濃度計算書、検量線及びクロマトグラム等を甲に提出しなければならない。なお、検査結果以外の添付書類は電子納品とする。

ウ 水質検査結果書の写しを1部、岐阜県西濃保健所生活衛生課に提出すること。

### 2 検査結果の信頼性確保

乙は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、甲の要請に応じてその記録を速やかに提出できるように常に整理しておくこと。

#### (1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録すること。

#### (2) 作業記録

乙は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行うこと。

#### (3) 機器の整備

乙は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録しておくこと。

#### (4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録すること。また、検査担当者変更となった場合は、遅滞なく検査体制の変更を申し出るとともに、第6(その他)2に該当する書類の変更を行い甲の承認を受けること。

(5) 検査試料の保存及び廃棄

乙は、甲の指示があった場合を除いて、甲が検査結果を受領するまで検査試料を保存しなければならない。試料の廃棄は、廃棄日を記録の上、関係法令を遵守し乙が行う。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

野帳、チャート類、機器の整備に係る記録等は、その保存期間の短縮について甲の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 乙への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、甲（甲から委嘱を受けた専門家を含む）は、随時に乙への立入検査を実施できるものとする。

(8) クロスチェック

甲は、指定した給水栓水及び原水についてクロスチェックを行うことができる。

この場合、乙は、乙が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に採水を行い、甲が指定する場所及び時間までに提出すること。

## 第6（その他）

### 1 安全管理

- (1) 乙は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。
- (2) 本業務委託施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。特に冬期における採水では、凍結防止のため車道及び歩道に水が残らないように努めること。
- (3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともにその拡大防止に努め、遅滞なく甲にその旨を連絡し指示を仰ぐこと。また、事故の原因、経過及び被害内容を後日書面にて甲に報告すること。

## 2 提出書類

### (1) 提出書類一覧表

|                            | 名 称                        | 提出期限等         |
|----------------------------|----------------------------|---------------|
| 一<br>般<br>事<br>項           | 業務委託着手届                    | 契約締結後 5 日以内   |
|                            | 主任技術者届 (経歴書含む)             | 契約締結後 10 日以内  |
|                            | 検査員名簿                      |               |
|                            | 緊急時の連絡体制図                  |               |
|                            | 委託業務完了届                    | 業務終了後速やかに     |
|                            | 打合せ記録簿                     | 必要の都度         |
| 水<br>質<br>検<br>査<br>関<br>係 | 検査体制及び試料の採取、運搬に関する資料       | 契約締結後 10 日以内  |
|                            | 標準作業手順書<br>(採取、試料取扱に関するもの) |               |
|                            | 内部精度管理結果                   |               |
|                            | 外部精度管理結果                   |               |
|                            | 水質検査結果書                    | 各採水日から 2 週間以内 |
|                            | 公表用水質検査結果一覧                | 必要の都度         |

(2) 乙は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、甲に提出すること。

なお、甲が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出すること。

(3) 乙は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を甲に提出し承認を得るものとする。

ただし、提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

## 5 支払方法

乙は水質検査業務終了後に所定の手続きに従って検査手数料の支払いを請求するものとし、甲は検査手数料を乙の指定する日までに乙に支払うものとする。

## 6 その他

### (1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。貸与した資料は、目録を作り提出するとともに、外部に漏洩しないよう管理し作業完了後、速やかに甲に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合も外部に漏洩しないよう管理し、作業終了後に速やかに処分すること。

### (2) 打合せ

契約締結後、直ちに担当部署と打合せを行うこと。

### (3) 報告書

報告書提出部数 1 部

電子ファイル 1 部

## 特記仕様書

件 名 水道水（定期項目）水質検査業務

### 第1（基本事項）

#### 1 目的

本委託業務は、水道水の水質検査を目的とする。

#### 2 適用範囲

本仕様書は、輪之内町（以下「甲」という）が委託する「水道水（定期項目）水質検査業務」に関し、甲及び委託検査機関（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

#### 3 業務の委託期間

令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日までとする。

### 第2（一般事項）

#### 1 法令等の遵守

乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

#### 2 機密の保持

乙は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

#### 3 履行場所：輪之内町の指示する場所

#### 4 再委託の禁止

乙は、本仕様書に定める委託業務の全部もしくは一部を他に委託してはならない。

ただし、機器の故障等により業務の履行が困難な場合には、事前に業務の再委託について、乙は甲の承認を得ること。

#### 5 手続き等

業務の遂行上必要な手続き等は、乙の負担で行うこと。

#### 6 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲乙協議する。

### 第3（業務実施に求める要件）

#### 1 本業務の実施に当たって、乙は以下に定める要件を満たすものとする。

- (1) 水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣登録検査機関で水質検査業務地域内に岐阜県が含まれていること。
- (2) (社)日本水道協会が認定する水道水質検査優良試験所規範（水道GLP（原水を含む））を取得していること。
- (3) 水道水質基準項目においてISO/IEC 17025試験所認定を取得し、且つ認定を取得した試験施設で水質試験を行うこと。
- (4) 厚生労働省が実施した令和2年度～令和4年度「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」において、Zスコアが2未満であること。

#### 2 乙は業務受託後、上記を証明する資料を甲に提出すること。

### 第4（検査項目）

## 1 給水栓水質検査（定期の水質検査）

### （1）検査項目及び検査頻度

輪之内町水質検査計画（水質基準の項目と検査頻度）のとおり。

### （2）試料容器の準備

ア 乙は、検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意する。

イ 採水容器、器具の洗浄については、乙の責任において十分に行うこと。

### （3）採水方法等

採水は、甲が行う。乙は、採水方法等について手順書を作成して甲に示し、採水方法について指導すること。

### （4）試料の運搬

試料の運搬は乙が行う。乙は、採水日に甲の指定する場所に試料を速やかに受け取りに来ること。

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬すること。

ただし、最初の試料採水後、検査機関までの搬入時間は 10 時間以内とする。

## 2 原水水質検査

### （1）検査項目及び検査頻度

輪之内町水質検査計画（水質基準の項目と検査頻度）のとおり。

### （2）試料容器の準備

ア 乙は、検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意する。

イ 採水容器、器具の洗浄については、乙の責任において十分に行うこと。

### （3）採水方法等

採水は、甲が行う。乙は、採水方法等について手順書を作成して甲に示し、採水方法について指導すること。

### （4）試料の運搬

試料の運搬は乙が行う。乙は、採水日に甲の指定する場所に試料を速やかに受け取りに来ること。

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬すること。

ただし、最初の試料採水後、検査機関までの搬入時間は 10 時間以内とする。

## 3 臨時の水質検査及び水道法第 18 条に基づく水質検査

### （1）検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、甲乙協議のうえ決定する。

### （2）試料容器の準備

ア 乙は、必要な検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意すること。

イ 採水容器、器具の洗浄については、乙の責任において十分に行うこと。

### （3）採水方法等

採水は、甲が行う。乙は、採水方法等について手順書を作成して甲に示し、採水方法について指導すること。

### （4）試料の運搬

試料の運搬は乙が行う。乙は、甲から指示のあった場合には概ね 2 時間程度で甲の指定する場所に試料を速やかに受け取りに来ること。

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬すること。

ただし、最初の試料採水後、検査機関までの搬入時間は 5 時間以内とする。

### （6）検査結果

乙は試料採取後、速やかに検査場所に試料を搬入し、搬入後 24 時間以内に検査結果を甲に速報すること。

## 第 5（検査方法）

## 1 水質検査等

### (1) 検査方法

#### ア 水質基準項目

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日 厚生労働省告示第261号)

#### イ クリプトスポリジウム及びクリプトスポリジウム指標菌

「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」(平成19年3月30日 健水発第0330006号 厚生労働省健康局水道課長通知)

### (2) 現場での測定

水温、残留塩素等は現場で測定を行い、そのための計器、器具は甲が準備をすること。

### (3) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日 健水発第1010001号 厚生労働省水道課長通知)に基づき取扱うこと。

### (4) 速報値の報告

ア 給水栓水及び原水の水質基準項目に係る水質検査結果については、採水日から一週間以内に一次報告を行うこと。

イ 水道法第18条に基づく水質検査結果については、甲の指示する日までに報告すること。

ウ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合は、水質検査項目ごとに直ちに甲に連絡すること。

### (5) 再検査

甲は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、甲乙協議のうえ決定する。

### (6) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用すること。洗浄方法については「上水試験方法」による。

### (7) 報告書の作成

ア 報告書には、検査結果及び検査方法を記載すること。

イ 甲が必要と認めた場合、乙は遅滞無く分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、濃度計算書、検量線及びクロマトグラム等を甲に提出しなければならない。なお、検査結果以外の添付書類は電子納品とする。

ウ 水質検査結果書の写しを1部、岐阜県西濃保健所生活衛生課に提出すること。

## 2 検査結果の信頼性確保

乙は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、甲の要請に応じてその記録を速やかに提出できるように常に整理しておくこと。

### (1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録すること。

### (2) 作業記録

乙は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行うこと。

### (3) 機器の整備

乙は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録しておくこと。

### (4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録すること。また、検査担当者変更となった場合は、遅滞なく検査体制の変更を申し出るとともに、第6(その他)2に該当する書類の変更を行い甲の承認を受けること。

### (5) 検査試料の保存及び廃棄

乙は、甲の指示があった場合を除いて、甲が検査結果を受領するまで検査試料を保存しなければならない。試料の廃棄は、廃棄日を記録の上、関係法令を遵守し乙が行う。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

野帳、チャート類、機器の整備に係る記録等は、その保存期間の短縮について甲の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 乙への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、甲(甲から委嘱を受けた専門家を含む)は、随時に乙への立入検査を実施できるものとする。

(8) クロスチェック

甲は、指定した給水栓水及び原水についてクロスチェックを行うことができる。

この場合、乙は、乙が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に採水を行い、甲が指定する場所及び時間までに提出すること。

## 第6 (その他)

### 1 安全管理

- (1) 乙は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。
- (2) 本業務委託施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。特に冬期における採水では、凍結防止のため車道及び歩道に水が残らないように努めること。
- (3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともにその拡大防止に努め、遅滞なく甲にその旨を連絡し指示を仰ぐこと。また、事故の原因、経過及び被害内容を後日書面にて甲に報告すること。



## 2 提出書類

### (1) 提出書類一覧表

|                            | 名 称                        | 提出期限等         |
|----------------------------|----------------------------|---------------|
| 一<br>般<br>事<br>項           | 業務委託着手届                    | 契約締結後 5 日以内   |
|                            | 主任技術者届 (経歴書含む)             | 契約締結後 10 日以内  |
|                            | 検査員名簿                      |               |
|                            | 緊急時の連絡体制図                  |               |
|                            | 委託業務完了届                    | 業務終了後速やかに     |
|                            | 打合せ記録簿                     | 必要の都度         |
| 水<br>質<br>検<br>査<br>関<br>係 | 検査体制及び試料の採取、運搬に関する資料       | 契約締結後 10 日以内  |
|                            | 標準作業手順書<br>(採取、試料取扱に関するもの) |               |
|                            | 内部精度管理結果                   |               |
|                            | 外部精度管理結果                   |               |
|                            | 水質検査結果書                    | 各採水日から 2 週間以内 |
|                            | 公表用水質検査結果一覧                | 必要の都度         |

(2) 乙は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、甲に提出すること。

なお、甲が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出すること。

(3) 乙は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を甲に提出し承認を得るものとする。

ただし、提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

## 5 支払方法

乙は水質検査業務終了後に所定の手続きに従って検査手数料の支払いを請求するものとし、甲は検査手数料を乙の指定する日までに乙に支払うものとする。

## 6 その他

### (1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。貸与した資料は、目録を作り提出するとともに、外部に漏洩しないよう管理し作業完了後、速やかに甲に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合も外部に漏洩しないよう管理し、作業終了後に速やかに処分すること。

### (2) 打合せ

契約締結後、直ちに担当部署と打合せを行うこと。

### (3) 報告書

報告書提出部数 1 部

電子ファイル 1 部